旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 30 年３月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①青い鳥観光株式会社　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－350号　④青い鳥観光株式会社　宮城県仙台市泉区南光台４丁目９番５号グリーンアート102　代表取締役　大江惠子　⑤宮城県仙台市泉区南光台４丁目９番５号グリーンアート102　⑥平成25年１月４日　⑧平成30年１月４日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県仙台市泉区南光台４丁目９番５号グリーンアート102　青い鳥観光株式会社　代表取締役　大江惠子

Ｂ　①株式会社アクアラグーン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5444号　④株式会社アクアラグーン　東京都中央区入船三丁目９番２号　代表取締役　横山裕司　⑤本社営業所　東京都中央区入船３－９－２佐久間ビル３Ｆ　⑥平成16年４月20日　⑧平成30年２月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区入船三丁目９番２号　株式会社アクアラグーン　代表取締役　横山裕司

Ｂ　①ユーロクラブ　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－453号　④澁澤正人　神戸市西区糀台２－８－12　⑤本部　神戸市西区糀台２－８－12　⑥平成10年３月30日　⑧平成30年２月19日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫神戸市西区糀台２－８－12　澁澤正人

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 30 年３月 22 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①大阪観光社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1968号　④岡野和俊　堺市東区中茶屋73番地１　⑤大阪観光社　堺市東区中茶屋73番地１　⑥平成10年10月26日　⑦平成30年２月19日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ツアーゴリラ　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2632号　④株式会社夢絆　大阪市中央区石町二丁目３番９号天満橋コードビル　代表取締役　本田寛　⑤本社営業所　大阪市中央区石町二丁目３番９号天満橋コードビル　⑥平成24年５月21日　⑦平成29年１月20日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ユラク　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－546号　④株式会社ユラク　豊岡市中陰639番地　代表取締役　伊藤清範　⑤本社営業所　豊岡市城崎町湯島844　⑥平成15年２月18日　⑦平成30年２月18日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①フジトラベル株式会社　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－1090号　④フジトラベル株式会社　川越市並木855番地１　代表取締役　滝澤茂則　⑤本社営業所　川越市並木855番地１　⑥平成23年５月23日　⑦平成30年２月９日　埼玉県知事登録旅行業第３－1090号　⑧160万円　⑨1100万円